

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和4年度）

住 所 熊本市中央区大江五丁目 1 番 4 0 号

事業者名 熊本市交通局
代表者名 熊本市交通事業管理者 古庄 修治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
該当なし		

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
該当なし		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
運行管理 カメラの設置	・ 1 日の利用者が3,000人以上の 1 停留場（辛島町停留場）に運行管理カメラを設置し、停留場での安全確保を行うために必要に応じ、運行指令と乗務員との情報共有を図ることで状況に応じた支援を行う。（2022年度）	計画のとおり実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
超低床車両時刻表の周知及び運行情報の提供（継続）	・ 超低床車両時刻表の局ホームページへの掲載。 ・ 局ホームページに掲載している市電ナビ及び11停留場の運行情報モニターによる、超低床車両の運行状況の提供。	計画のとおり実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・ 運行部門を対象とする現任者接遇研修の中で、バリアフリー・障がい者に関する研修を行う。	計画のとおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マナーアップポスターによる広報活動、啓発活動の実施（継続）	・ 電車車内や停留場にポスターを掲示し、真に必要な方が円滑に利用できるよう適正な配慮について啓発を行う。	計画のとおり実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

・ 市長事務部局と連携して停留場のバリアフリー化整備の推進に努める。 ・ 電話やメール・Twitterで寄せられる意見を交通局内で共有し、サービスの改善に務める。 ・ 毎日の巡視により、案内表示等の損傷等を確認し、必要に応じた復旧対応を行い、利用環境の整備に務める。 ・ 停留場のバリアフリー化整備完了後や低床電車のダイヤ改正などの際は、速やかにウェブサイト等での情報提供を行い、広く周知する。
--

(3) 報告書の公表方法

・ 熊本市交通局ホームページに掲載する。

(4) その他

・ 特になし

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通軌道(その他)	45 54 編成 (両)	8 16 編成 (両)	8 編成	0 編成	— 編成	45 編成	9 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	45 54 編成 (両)	8 16 編成 (両)	8 編成	0 編成	0 編成	45 編成	9 編成

(令和5年3月31日現在)

改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	案内装置のある編成数(令和2年4月施行前の基準への適合状況)
8 編成 16 (両)	8 編成	45 編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
編成 (両)	編成	編成
8 編成 16 (両)	8 編成	45 編成

(令和5年3月31日現在)

乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備のある編成数	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(連続)	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(予告)
0 編成	0 編成	0 編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
0 編成	0 編成	0 編成

(令和5年3月31日現在)

第32条第8項以外、移動等円滑化基準に適合するもの	運行情報提供設備のある編成数
8 編成 16 (両)	0 編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
8 編成 16 (両)	0 編成

(令和5年3月31日現在)

(令和8年3月31日見込み)

車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合している編成数(令和5年4月施行の基準への適合状況)	軌道車両において、1車両に1以上の車椅子スペースを設置している編成数(両)	改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)(令和2年4月施行の基準への適合状況)	改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)(令和5年4月施行の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行の基準への適合状況)	案内装置のある編成数 (両)
— 編成 — (両)	8 編成 16 (両)	12 編成 28 (両)	— 編成 — (両)	12 編成	— 編成	44 編成 61 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
0 編成 0 (両)	8 編成 16 (両)	12 編成 28 (両)	0 編成 0 (両)	12 編成	0 編成	44 編成 61 (両)

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○